

商業保留床取得希望申込書

(あて先)伊勢市駅前C地区市街地再開発組合
理事長 角前博道 様

住 所:
商号・名称:
代表者氏名:



1. 取得希望店舗（該当店舗に○印を入れてください）

店舗番号	専有面積	該当に○	用 途
店舗3	82.13 ㎡		軽飲食・物販・サービス 等
店舗4	74.69 ㎡		軽飲食・物販・サービス 等

2. 申込人概要（個人の申し込みで該当しない項目は、記入の必要はありません）

会社名	フリガナ	代表者	フリガナ
所在地		TEL	
		E-Mail	
設立年月		資本金	
取引銀行		従業員数	
営業業種 (事業内容)			

3. 保留床の営業方針・運用方針

4. その他希望等

<担当者連絡先>（個人の場合は本人）

担当者所属部署

担当者名及び役職

電話番号

メールアドレス

(様式 2)

伊勢市駅前 C 地区市街地再開発組合

理 事 長 角 前 博 道 様

所在地

会社名

代表者

令和7年 月 日

印

申 込 チェックリスト

私は、貴再開発組合が実施する「商業保留床取得者の公募」について、公募要項「3. 申込必要資格」を満たしている事、ならびに公募要項「4. 商業保留床取得者の公募条件」[5. 専有部の使用制限]を理解している事を、下記の通り示します。

記	
各確認事項を理解している事示す為チェック欄に☑を記入してください	チェック
公募要項「3. 申込必要資格」の確認	☑
① 商業保留床取得者公募目的(要項P1)を十分に理解していること。	
② 商業保留床の取得代金の支払が可能である収入又は資産を有する法人又は団体(以下「法人等」と言います。)・個人、又は保留床の取得代金の支払が可能となる床所有主体を確実に構成出来る法人・個人であること。	
③ 個人、法人等並びにその役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団並びにその団体の構成員、及びその団体の構成団体の構成員でないこと。	
④ 法人等並びにその役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づき処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員でないこと。	
⑤ 法人等並びにその役員等が、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第10条第1項に定める犯罪収益等の隠匿及び同法第11条に定める犯罪収益等の収受を行い、又は行っている疑いのある者でないこと。	
⑥ 法人等並びにその役員等が、公序良俗に反する行為を行う団体及びその関係者でないこと。法人税(又は所得税)及び市民税を滞納していないこと。	
⑦ 破産者で復権を得ていない個人ではないこと。	
⑧ 再開発ビル管理運営上、支障をきたす恐れがないと認められるものであること。	
⑨ その他、反社会的勢力等の疑いがあると判断される者でないこと。	

公募要項「4. 商業保留床取得者の公募条件」の確認	☑
①商業保留床取得者及び営業者は、関連諸法規および行政官庁(三重県、伊勢市、所轄警察、所轄消防、営業時に必要な許認可機関、その他機関)の指導を遵守すること。	
② 商業保留床取得者は管理組合員となり、定められた管理規約を遵守すること。 また、営業者も当然に管理規約を遵守すること。	
③商業保留床取得者は管理費や修繕積立費等については、管理規約に基づき、毎月の負担額を支払うこと。なお、引渡し以降は、営業開始前であっても負担が発生しますので予めご了承下さい。また、月々の管理費等とは別に、管理準備金および修繕積立金一時金が引渡し時に必要となります。	
④商業保留床取得者又は営業者は、光熱費、電話料金、ごみ処理費、個別警備費、公租公課等の個別経費は管理費に含まれておりませんので、自己負担となります。	
⑤商業保留床取得者又は営業者は、施設設備の一斉点検による休館、部分的休業要請等があった場合は指示に従うこと。	
⑥商業保留床取得者又は営業者は、サイン計画(位置、仕様、施工方法)等については、管理規約に従うこと。定められた位置以外の看板設置や専有部以外のベンチ等の設置はできません。	
⑦店舗内装工事は引渡し後(令和8年3月予定)に、商業保留床取得者又は営業者の自己負担となること。	
⑧商業保留床取得者又は営業者は既存の指定商店街組合に加入する事。	
⑨商業保留床取得者は各自の商業床に係る火災保険契約に、商業保留床取得者又は営業者は店舗内の商品、内装設備、什器等に係る損害保険契約に加入すること。	
⑩ 公募対象店舗及び工事区分については、添付の資料にてご確認ください。	
公募要項「5. 専有部の使用制限」の確認	☑
次に該当する使用は出来ないものとします。	
① 飲食店(喫茶店等の軽食程度を除く)	
② 風俗営業及びこれに類する営業(キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ等)	
③ 臭気または煙を発生させ、他の居住者に著しく迷惑を及ぼす店舗の営業	
④ パチンコ店・ゲームセンター・カラオケボックス等、騒音・振動を発生させ、他の居住者に迷惑を及ぼす店舗の営業	
⑤ 火薬等危険物を取り扱う行為	
⑥ 工場、作業所としての使用(ただし、工芸品、アクセサリー等の加工・組み立てを伴う販売業、食品加工業を営むパン屋、菓子屋、その他これらに類するものは除く)	
⑦ 銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合および公的許可を受けて営まれるものを除く金融業	
⑧ 反社会的勢力、宗教法人、政治結社その他これらに類する活動のための事務所としての使用およびこれらの行為	
⑨ その他、公序良俗に反する等、本マンションの環境を著しく害する営業及び行為	
⑩ 規約第12条第3項から第6項において禁止されている行為 ※民泊としての使用・勧誘の広告 等の行為	

以上

(様式 3)

令和7年 月 日

伊勢市駅前 C 地区市街地再開発組合
理 事 長 角 前 博 道 様

所在地
会社名
代表者

印

守秘義務誓約書

私は、貴再開発組合が実施する「商業保留床取得者の公募」に申込をするにあたり
開示される伊勢市駅前 C 地区市街地再開発事業に関する情報について、次の事項を
遵守することを誓約いたします。

記

1. 秘密情報の定義

- (1) 「秘密情報」とは、本誓約の前後を問わず、本件募集要項を通じて貴再開発組合（以下「開示者」という）から当社（以下「被開示者」という）に対して開示される 一切の情報をいう。
- (2) 前項の秘密情報には次の各号の一に該当するものを含まないものとする。
 - ① 開示されたとき既に公知であったもの。
 - ② 開示後被開示者の責に帰せざる事由により公知になったことを証明したもの。
 - ③ 開示されたときに被開示者が既に知っていたことを証明したもの（被開示者が独自に開発したもの、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの 等）。
 - ④ 開示後、被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明したもの。
 - ⑤ 法令、規則、裁判所の決定・命令及び正当な権限を有する公的機関の命令等に基づき、開示を要求されたもの（ただし、開示にあたり、事前に開示者への通知を要する）。

2. 守秘義務

被開示者は、開示者の事前の書面による承諾なしに秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。また、本件募集以外の目的にこれを使用してはならない。

3. 損害賠償責任

- (1) 被開示者は、秘密情報若しくは委託又は提供を受けた個人情報被開示者による開示又は漏えいの結果、開示者又は第三者に損害が発生した場合、開示者又は第三者に対してその損害を賠償しなければならない。
- (2) 前項の損害賠償額は開示者と被開示者との協議により定めるが、現実には被った通常かつ直接損害の額に限るものとする。

以上

(様式 4)

反社会的勢力でないことの誓約書

令和 7 年 月 日

伊勢市駅前 C 地区市街地再開発組合

理事長 角 前 博 道 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、貴再開発組合が伊勢市暴力団排除条例に基づき、本市街地再開発事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴組合が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1 次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
- (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (7) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (8) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (9) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

第 1 項第 9 号の解釈について

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

また、次の代表者の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、伊勢市の暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第 4 条第 1 項に定める項目に該当するか否かに関し、貴職が伊勢市に対して、三重県伊勢市警察署に照会する依頼を行うことを承諾します。

代表者 役職名	フリガナ 氏 名	性別	生年月日	住 所	電話番号
		男性 女性 その他	年 月 日		

【注意事項】

この調書に記載されたすべての個人情報は、伊勢市個人情報保護条例(平成 17 年 11 月 1 日条例第 19 号(令和 5 年 3 月から改正経過を注記))の規定に基づいて取り扱うものとし、伊勢市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。伊勢市及び当組合がこれらの情報をもとに三重県伊勢市警察署から取得した個人情報についても同様です。

以上

(様式5)

令和 7 年 月 日

関係書類閲覧希望書

(あて先)伊勢市駅前 C 地区市街地再開発組合

理事長 角前博道 様

■組合事務所にて閲覧希望

会社名	フリガナ	担当者名	フリガナ
店舗名		店舗名	
所在地		TEL/携帯	/
		E - M a i l	
主な業種		主な業種	
閲覧希望日時	第 1 希望 月 日 AM・PM : ~ : の間 第 2 希望 月 日 AM・PM : ~ : の間 第 3 希望 月 日 AM・PM : ~ : の間		
閲覧場所	伊勢市一志町 3-6 三和ビル 1 階 駐車場有(No.16) (厚生小学校プール前)		

●折返しお電話かメールにて返信いたします。日程によっては希望に添えない場合があります。

■郵送を希望される場合はこちらを記入下さい。(郵送先をご記入下さい)

会社名 (個人名)	フリガナ	担当者名	フリガナ
所在地		TEL/携帯	/
		E - M a i l	
設立年月		資本金	
取引銀行		従業員数	
郵送先住所			
営業業種 (事業内容)			

●個人の場合は個人名と記入可能な項目と主な業種をご記入ください。

●郵送希望の方には事前にお電話にてご連絡させていただいてからお送りいたしますので、担当者の方の連絡のつくお電話番号を記入ください。

(様式6)

令和 7 年 月 日

質疑書

伊勢市駅前 C 地区市街地再開発組合 宛て

住 所:

商号・名称:

代表者氏名:

印

件 名：伊勢市駅前 C 地区市街地再開発組合 商業保留床取得者の公募

質疑(事業者記入)	回答(組合事務局記入)

※質問に関しては、eメールで受け付けます。